

税は安心な暮らしを支える貴重な財源です

12月は「税の滞納整理強化月間」

市では毎年12月を税の滞納整理強化月間として、滞納をなくすために、さまざまな取り組みを行っています。

納税は国民の義務

納税は国民の義務として、憲法第30条に定められています。

税金を納期内に納付し、滞納しないようにしましょう。期間内に納付されない場合は、延滞金

が加算されます。

暮らしを支える大切な財源

市税は所得や資産の状況に応じて、公平に負担するものです。市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税などがあり、豊かで安心できる暮らしを確保するための大切な財源です。

滞納は税負担の公平性を欠くほか、市の財政を圧迫することになり、道路や公園の整備、福祉、教育、保健、消防、ごみ処理など、生活に必要な公共サービスを妨げることになります。

健康を守る

国民健康保険税(国保税)

国保税は病気やけがをしたときの医療費や、出産一時金などの給付に使われ、私たちの健康を守るための貴重な財源です。

国保税を納めない人がいると、国民健康保険の財源が乏しくなり、皆さんが負担する医療費の割合が大きくなります。

国保税を滞納すると

滞納者は通常の保険証の代わりに、有効期間の短い短期被保険者証が交付されます。

1年以上滞納した場合は、保険証を返却し、代わりに被保険者資格証明書が交付されます。

滞納処分件数(令和元年11月現在)

種 別	差し押さえ件数
給与	248
預貯金	77
生命保険	51
搜索	4
動産	8
軽自動車	1
その他	25
合 計	414

※上記のうち、5,467万円を滞納税に充てました。

滞納処分の実施

被保険者資格証明書で医療機関などにかかる時、医療費はいったん全額自己負担になります。

税金を納期限までに納付しないと、督促状や催告書を発送するほか、自動音声による電話催告を行います。相談もなく納付しない場合や、納税誓約を守らない場合は、滞納処分を行います。

滞納処分では給与、預貯金、生命保険、売掛金、所得税還付金などのほか、自動車のミラーブロックや居所などの搜索で、動産などを差し押さえます。

納付が困難なときは相談を

災害、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は、必ず納期限までに相談してください。

問い合わせ先

●市税・国保税の納付
税務課収税班
☎62・5322

●国保保険証の交付
保険年金課国民健康保険班
☎62・5331